

令和5年10月12日

介護サービス事業所・施設等設置者 様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

医療介護基盤課

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の
移行等について（通知）

県行政については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による通常の対応に移行していくこととされました。本県においては、令和5年9月末までを対象期間とする「移行計画」を策定し、その移行を進めてきました。

今般、令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」により、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化することで通常の医療提供体制への段階的な移行を進めるため、本年10月から来年3月までを引き続き「移行期間」とするとともに、本年10月以降の取扱いが示されています。

については、別紙「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の主な施策の変更点と取組・依頼一覧」により適切に対応をしてくださるようお願いいたします。

なお、高齢者施設においては、感染発生時の円滑な医療提供に向け、引き続き医療機関との連携強化（相談先としての連携医の確保・往診等の依頼・入院先に関する事前の打ち合わせ等）に努めてください。

担当 法人指導・老人福祉施設グループ
介護事業者指導グループ

電話 082-513-3199

（担当者 西山、福原）